平成２１年（フ）第１７５号
三重県名張市栄町2826番地３
債務者　中筋　和郎
１　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１０２２７号
大阪府箕面市稲３丁目１番57号
債務者　安田サチヱ
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４０６号
兵庫県三田市学園５丁目５番地５
債務者　浅沼　　勲
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５１８号
神戸市兵庫区新開地１丁目３番15―309号、前住所神戸市兵庫区福原町７番９―601号
債務者　岡田いずみ（旧姓瀧口）
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８３号
神戸市東灘区住吉宮町１丁目４番18号
債務者　園田　正則
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７２４号
神戸市北区鹿の子台北町５丁目25番３号
債務者　瀧本　健太
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７２５号
神戸市北区鹿の子台北町５丁目25番３号
債務者　瀧本　美奈
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７９号
神戸市東灘区深江本町２丁目９番19号　203号松田方、従前の住所神戸市東灘区本庄町１丁目14番21号　601号
債務者　Ｈａｎ’ｓこと　許　江里子（旧姓岩井・佐竹）
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７８３号
神戸市中央区神若通５丁目３番６号　ロマネスク春日野道201号
債務者　森沢　裕行
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４号
神戸市北区有野町唐櫃4280番地の24
債務者　野田　正一
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０号
兵庫県宝塚市亀井町11番８号
債務者　佐々木　繁
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１２１号
鳥取県東伯郡北栄町江北487番地26　コーポ鶴田３号室
債務者　中嶋　光明
１　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１２４号
鳥取県東伯郡三朝町大字三朝646番地２　杉原アパート202号室
債務者　松本　　弘
１　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１２５号
鳥取県東伯郡三朝町大字三朝646番地２　杉原アパート202号室
債務者　松本　真美
１　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第２号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字下浅津237番地11
債務者　清水　正巳
１　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第３号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字下浅津237番地11
債務者　清水砂智子
１　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第４号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字下浅津237番地11
債務者　渡邉　葉子
１　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１４７号
鳥取県日野郡日野町根雨102番地
債務者　上田　二郎
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部